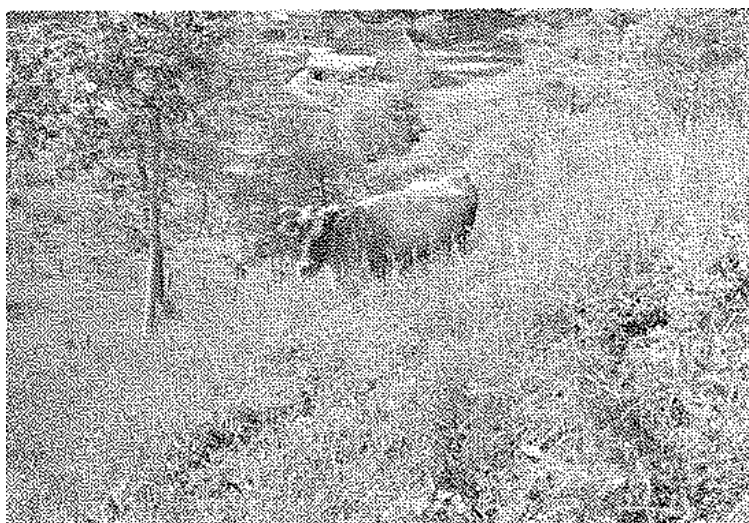


時 報

—よい土よい草よい家畜— 秋の草の週間（9月4日～10日） の実施予定

農林省の行事にタイアップして、岡山県ではこの9月4日から10日まで1週間を秋の「草の週間」として、広く県下で牧草導入や飼料作物栽培についての普及、啓蒙運動を行うことにしています。

県畜産課では、将来農村での安定した畜産を伸ばすため、そのもととなる草資源の開発をさらに積極的に進めようとしています。秋の播種期をねらってこの週間を報じ、牧草に対する正しい知識の普及



項目	内容	期日
広報	新聞・広報誌 県広報誌「おかやま」「岡山畜産便り」を通してPR	八月・九月
ラジオ・同報通信	「草をつちから人々」等草地改良について県の広報時間を利用して放送	九月二日～一日
テレビ	「草の週間」スライド上映	九月一日～一日
ポスター	「草の週間」宣伝用ポスター チラシ（イタリアンライグラスの栽培と草の標語）	八月二七日～ 九月一日 九月七日～一日
スライド作成	「草地造成の進め方」	草の週間中
座談会	牧野開発現地「草を聞んで」	草の週間中
知識普及	希望小・中学校に牧草見本園を設置	九月～一〇月
展示	希望小・中学校に牧草見本園を設置 (二〇カ所)	九月～一〇月
草地管理利用機械展示	草地開発および管理利用機械展示（県共進会）	一〇月七日～一日
飼料作物相談室	県共進会場に特設（飼料作物研究会員担当）	一〇月七日～一日
講演会	「西南暖地の飼料作物」 開催場所 岡山市、津山市	九月上旬
研修会	「西南暖地の飼料作物」 開催場所 岡山市、津山市	九月上旬
畜産技術者研修会	二日間四〇名 開催場所 津山市	九月中旬
共励会	優良牧野の表彰（各農林事務所より一カ所選定） 集約酪農振興協議会に協賛	草の週間中
牧野共励会	優良牧野の表彰（各農林事務所より一カ所選定） 集約酪農振興協議会に協賛	草の週間中
サイレーシ共励会	優良牧野の表彰（各農林事務所より一カ所選定） 集約酪農振興協議会に協賛	草の週間中

草地造成改良についての啓蒙普及事業実施計画

この10月7日から10日までの4日間、高梁市で開催されます。今年の共進会は岡山県・高梁市共催で行うことになり、このほど県畜産課で共進会規則を決めました。

それによると、今回はとくに中国連合共進会が県共進会に続いて開催されますので、出品部門は例年より範囲をひろげ和牛、乳牛、山羊、豚の4部について行うこととしており、

を図ることになっています。

—畜産による所得倍増は草作りから—

この週間を中心につぎのような行事が行われます。

県畜産共進会開催の要領きまる

今年度で17回目をむかえた岡山県畜産共進会は、

出品の申込は、畜連等の団体から9月30日までに県畜産の共進会事務所へ申し込むことになっています。

第17回岡山県畜産共進会規則

第1章 総則

第1条 この会は第17回岡山県畜産共進会といい岡山県・高梁市が共催し、昭和36年10月7日から10月10日まで高梁市において開催する。

2 この会の事務所は岡山県農林部畜産課内に置く。

岡山畜産便り 1961.08

ただし、今期中は会場内に置く。

第2章 出品

第2条 この共進会への出品は次の4部とする。

第1部 和種種牛

第2部 乳用種種牛

第3部 種山羊

第4部 種豚

第3条 出品は本県内で生産されたもので出品者が引き続き6ヶ月以上飼育し、次の条件を備えたものでなければならない。

- 1 和種種牛は昭和35年6月末日までに生まれた登録牛または登記牛で、血統上高等登録資格のあるもの。ただし、雄にあっては、岡山県優良種雄牛生産育成要領に基づく認定証明書を有するもの。
- 2 乳用種種牛は昭和35年6月末日までに生まれたホルスタイン種及びホルスタイン種系で何れも登録又は登記されたもの。
- 3 種山羊は明2才以上の登録又は登記された日本ザーネン種の雌
- 4 種豚は生後8ヶ月以上の登録又は登記された中ヨークシャー種の雌。

第4条 出品者は、県内に居住し、農業又は畜産業に関係ある団体でなければならない。

第5条 出品者は別紙様式の出品申込書に登録証明書その他血統を証明する書類の写（和種種牛にあっては鼻紋を添付）を添えて昭和36年9月30日までにこの会の事務所に提出しなければならない。

第6条 出品家畜のうち牛について開催第1日の午前8時まで山羊および豚については、開催第2日の正午までに会場に搬入し、褒賞授与式後搬出するものとする。ただし会期中に出品家畜の外泊を希望するものは、事情により許可することがあるが、この場合は所定の時刻までに出席しなければならない。

2 出品に関して不正があると認めるときは、出品を取り消し、又は搬出を命ずることがある。

3 出品家畜でなければ会場内にひき入れてはならない。ただし、参考出品として許可を受けたものはこの限りでない。

第7条 出品家畜は、場内に搬入する際健康検査を行ない、疾病、悪へきその他の事由により他に危害を及ぼす恐れがあると認めるときは、出品をこばみ、又は会期中この種の事故があったときは、

家畜を場外に搬出させることができる。

2 牛及び豚については次の予防注射の証明書を有するものでなければならない。

① 牛については、昭和36年9月20日までに行なった流行性感冒の予防注射

③ 豚については、昭和36年9月20日までに行なった豚コレラの予防注射

第8条 出品家畜にはすべてこの会から交付する標札を付けなければならない。

第9条 出品家畜はこの会において保護するが、不可抗力による損害については、その責は負わない。

第10条 会期中に出品家畜を売買することは差支えないが引き渡しは閉会後にしなければならない。

第3章 審査

第11条 出品家畜はすべて審査する。

第12条 審査は、会長の任命又は委嘱する審査委員長及び審査員によって行なう

2 審査は牛については昭和36年10月7日に山羊、豚については10月8日に夫々開始し同月9日に終了する。

第13条 出品家畜は審査の結果により次の3等級に分けて入賞せしめ、その優秀なものに対しては農林大臣に褒賞授与を申請する。

1等賞 2等賞 3等賞

2 前項により入賞した家畜に対しては、この会が賞状及び賞品を授与する。

第14条 出品者は、審査について辞退、拒否再審査の請求又は審査の結果について意義の申立をなし、又は授賞について辞退もしくは拒否することはできない。

第15条 褒賞授与式は昭和36年10月10日に行なう。

第4章 会場及び参観人の心得

第16条 開場は、午前8時とし閉場は午後5時とする。ただし、都合により変更することがある。

第17条 前条の時間内は一般の参観に供するが都合により会場の一部又は、全部の参観を停止することがある。

第18条 この会の進行上妨げとなる恐れがあると認められた者は、入場を拒否し又は場外に退出させることがある。

第5章 事務

(略)

第十七回岡山県畜産共進会出品家畜割当明細

計	英田	勝田	久米	苦津	真庭	阿哲	高梁	井原	小田笠岡	浅口	吉備	都倉	赤磨	和気	児島	御津	地区別
	計	27	58	157	203	335	192	242	225	1	4	1	1	1	1	1	計頭数
	雄	1	1	6	10	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	雄数
	雌	26	57	151	193	334	191	241	224	1	3	1	1	1	1	1	雌数

1 和種種牛

計	美作	北條	高梁	美星	新山	芳井	山陽	浅口	吉備	水島	倉敷	赤磨	和平	御津	児島	旭東	組合名
	計	2	8	3	1	1	4	3	3	2	1	1	2	2	1	2	計頭数

2 乳用種牛

計	美作	勝山	新高	笠岡	倉敷	和気	岡山	農務所別
	計	2	2	1	2	2	4	計頭数

4 種豚

計	美作	勝山	新高	笠岡	倉敷	和気	岡山	農務所別
	計	2	2	2	1	2	7	計頭数

3 種山羊

中国6県畜産共進会 出品家畜の選抜すすむ

この10月19日から23日までの5日間、神戸市で行なわれる第18回中国連合畜産共進会へは岡山県からも和牛、乳牛、肉牛、豚、めん、山羊の代表家畜32頭が出品される予定です。

そのため、県ではこの春出品家畜の選抜ならびに育成指導計画をたて、現在までに各家畜とも第1次選抜検査を終り、第2次検査は7月下旬に和牛が終り、35頭を選抜し、乳牛、肉牛、豚、めん羊、山羊は8月上旬各地区別に県および関係団体職員で構成の選抜委員によって検査が実施されます。

なお第2次選抜に入ったものは、さらに最終の第3次検査が次の計画で行なわれる予定です。

また第2次選抜以降の検査で出品候補として選抜された家畜については、県から若干の飼育手当てが支給されることになっています。

家畜別	期日	選抜頭数	備考
和牛	10月 県共進会	13	高等登録牛または供用種雄牛については県共出品以外から選定することあり
乳牛	〃	5	経産牛については県共出品以外から選抜する
肉牛	10月上旬	5	
豚	〃	3	
めん山羊	10月上旬 県共進会	3	

第三次選抜ならびに育成指導計画